

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年 1月10日 |
| 【会社名】 | 太洋物産株式会社 |
| 【英訳名】 | TAIYO BUSSAN KAISHA,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松島 伸介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目 5 番地 |
| 【電話番号】 | 03-5946-8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部 ジェネラルマネージャー 井坂 勇登 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都新宿区市谷砂土原町三丁目 5 番地 偕成ビル |
| 【電話番号】 | 03-5946-8000 |
| 【事務連絡者氏名】 | 総務部 ジェネラルマネージャー 井坂 勇登 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) |

1【提出理由】

2022年12月28日開催の当社第82回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年12月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

監査等委員会を設置し、取締役の職務執行の監督等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化により、さらなるコーポレートガバナンスの強化及び持続的な企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社へと移行したく、監査等委員及び監査等委員会に関する定款の条文の新設並びに監査役及び監査役会に関する定款の条文の削減等を行うものであります。

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- () 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- () 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- () 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- () 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

実質的な本社機能を有する事務所の所在地と登記上の本店所在地を同一にするため、定款を変更するものであります。

当社では、本株主総会にて定款変更議案の承認をいただくことを前提に2022年11月29日開催の取締役会において監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしました。これにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役の定員をそれぞれ10名と6名に定めるものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

松島伸介及び姜偉（長崎旭倫）を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

横山友之、大下良仁及び上楽裕三を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額200百万円以内（うち社外取締役分年額50百万円以内）とするものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額30百万円以内とするものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

フロンティア監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|-----------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 10,574 | 37 | - | (注)1 | 可決 99.64 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 松島 伸介 | 10,387 | 225 | - | (注)2 | 可決 97.87 |
| 姜 偉(長崎旭倫) | 10,388 | 224 | - | | 可決 97.88 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 横山 友之 | 10,382 | 230 | - | | 可決 97.82 |
| 大下 良仁 | 10,382 | 230 | - | (注)2 | 可決 97.82 |
| 上楽 裕三 | 10,382 | 230 | - | | 可決 97.82 |
| 第4号議案 | 10,558 | 54 | - | (注)2 | 可決 99.48 |
| 第5号議案 | 10,551 | 61 | - | (注)2 | 可決 99.42 |
| 第6号議案 | 10,556 | 36 | - | (注)2 | 可決 99.65 |

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上